

○新潟県中東福祉事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和2年3月25日組合規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年組合条例第2号）第2条において準用する五泉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年五泉市条例第32号）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、五泉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年五泉市規則第9号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。